

令和7年度第2回成田市福祉有償運送運営協議会概要

1 開催日時

令和8年1月27日(火) 午前10時から正午まで

2 開催場所

成田市花崎町760番地
成田市役所議会棟3階 執行部控室

3 出席者

(委員)10人

西田会長(市長が必要と認める者)

山田副会長(市長が必要と認める者 ※欠席)

河合委員(公共交通機関の代表)、馬上委員(公共交通機関の代表)

豊泉委員(公共交通機関の代表 ※欠席)

大澤委員(福祉団体の代表)、横山委員(福祉団体の代表 ※欠席)

小久保委員(千葉運輸支局長が指名する職員 ※欠席)

谷崎委員・堀越委員(市長が指名する職員)

(協議依頼者)

社会福祉法人 大成会

特定非営利活動法人 みのり福祉会

社会福祉法人 生活クラブ

社会福祉法人 成田市社会福祉協議会

(事務局)

社会福祉課、高齢者福祉課、障がい者福祉課、介護保険課(欠席)、交通防犯課、
都市計画課

4 議題

(1)事業者の協議依頼(更新)について

・社会福祉法人 大成会

・特定非営利活動法人 みのり福祉会

・社会福祉法人 生活クラブ

・社会福祉法人 成田市社会福祉協議会

(2)その他

5 議事(要旨)

令和4年度に開催した協議会において協議が調った4事業者より、更新に関する協議依頼があった。

更新に関する協議依頼について、各事業者よりこれまでの事業内容や料金、今後の実施体制等について説明をいただいたあと、質疑応答を行った。

なお、本協議会設置規則第5条第1項に基づき、議事進行は会長により行われた。

(1) 事業者の協議依頼(更新)について

事業者:社会福祉法人 大成会

(事業者)

大成会 高柳と申します。前回からの変更点が、車両台数・整備管理責任者・運転者数・会員数の変更の4点。

車両台数は車いす車1台、セダン等9台、合計10台、うち軽自動車は2台。

運転者は33名、運行管理責任者は高柳、整備管理責任者には岩崎が就任いたします。

料金の変更はございません。

(堀越委員)

車両台数の変更、ドライバーの変更との説明でしたが、いずれも増えたということでしょうか。

(事業者)

車両台数が16台から10台に減です。運転者の数につきましても34名から33名に減、会員数につきましても10名増になっております。

(堀越委員)

車両運行するには、安全運転というところが一番大切だと思いますが、運行管理やドライバーの状況確認はどのようにしていますか。

(事業者)

運転者のアルコールチェックは必ず行い、また健康状況について、運行前に管理者である私が、その他上位の者がいれば必ず確認したうえで運行にあたっております。運行後もアルコールの確認、健康状態につきましても確認しております。

(議長)

ありがとうございました。その他はいかがでしょうか。

他にご意見は無いようですので、これより協議に入りたいと思います。

社会福祉法人 大成会の更新に関する協議事項について、承認するという事によろしいでしょうか。

(委員)
異議なし

(議長)
ありがとうございます。
それでは異議がないものと認め協議が調ったものいたします。
事業者の入れ替えをお願いいたします。

事業者:特定非営利活動法人 みのり福祉会

(事業者)
みのり福祉会の板嶋と申します。今回2度目の更新となります。年間を通して約400件から500件平均で運行させていただいております。福祉有償運送の事業に関しますと、実際利益は上がっておりません。どちらかという赤字で、単体で有償運送の依頼を受けることはまず不可能なので、依頼がある時は通院介助並びに移動支援とセットというかたちで事業を行っております。

(谷崎委員)
前回の更新から変更となっている事項がありましたら教えてください。

(事業者)
利用料金を以前は1キロあたり50円で運行していましたが、ガソリン価格の高騰と人件費の高騰等ありまして、赤字がかなり大きくなってきたため、去年の11月より1キロ100円に変更させていただき、運営しております。変更点は以上です。(※補足 料金の変更については令和7年5月14日開催の協議会にて協議済み)

(議長)
ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。

(堀越委員)
車両運行するにあたって、安全運転が大切だと思いますが、運行管理を日々どのように行っているかお聞きしたいのですが。

(事業者)
もちろんアルコールチェックは毎日しておりまして、体調面につきましては、本人の申告とそれ以外に私が対面で確認しております。

(議長)

ありがとうございました。その他はいかがでしょうか。

他にご意見は無いようですので、これより協議に入りたいと思います。

特定非営利活動法人 みのり福社会の更新に関する協議事項について、承認するという
ことでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(議長)

ありがとうございます。

それでは異議がないものと認め申請のとおり協議が調ったものいたします。

事業者の入れ替えをお願いいたします。

事業者：社会福祉法人 生活クラブ

(事業者)

生活クラブ風の村介護ステーション成田 川島と申します。

車両台数が3台、旅客の範囲は全ての項目で行っております。

今回協議いただきたい項目が一つありまして、料金改定についてです。

4キロ以内700円で協議させていただきたいと思います。また迎車料金について、4キロ以上離れた場所へ迎えに行く時に500円を徴収させていただきたいと思います。

(議長)

今回のこの変更は、前回から今回の更新に伴って料金変更をするということでしょうか。

(事業者)はい、その通りです。

(議長)

皆様何か確認事項はいかがでしょうか。

(堀越委員)

変更ということであれば、従前がいくらだったのか、教えてもらえたらと思いますが。

(事業者)

今までは確か4キロ以内で400円だったかと思います。その後は1キロ上がるごとに100円ア

ップになります。

(堀越委員)
迎車料金は。

(事業者)
迎車料金は今まではなく、今回新たに申請をお願いしたいと思います。

(議長)
今回の変更にあたっての理由などは。

(事業者)
ガソリン代が高騰していること、また介護職員の時給もアップしているので、そういうところからお願いしたいと思っております。

(堀越委員)
実費の範囲内だとかというような考え方があったと思いますが、その試算はしたのでしょうか。

(事業者)
はい、会社の方で提出させていただいております。

(堀越委員)
そういった資料は追加でも出せるということですか。

(事業者)
はい、大丈夫だと思います。

(堀越委員)
他の事業者との比較であるとか、基本的には実費の範囲内というところだとか、タクシー料金との比較であったと思いますので、それに収まっていますという資料を。

(事業者)
はい、添付させていただきます。

(議長)
よろしく願いいたします。その他はいかがでしょうか。

(堀越委員)

従前は、(4キロまで)500円ですね。(※補足 会議資料「事業者比較表」より)

(事業者)

申し訳ありません、400円ではなく500円でした。

(議長)

ご説明ありがとうございました。ではこれより協議に入りたいと思います。

社会福祉法人 生活クラブの更新に関する協議事項についてお諮りいたします。

今回の更新については、資料の提出、確認をもって承認するというところでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(議長)

それでは異議がないということで、申請のとおり協議が調ったものといたします。

資料のご対応をよろしく願いいたします。

事業者の入れ替えをお願いいたします。

事業者：社会福祉法人 社会福祉協議会

(事業者)

医療機関への通院、福祉施設への通所、公的な事務手続きなどで利用可能です。年会費は2,400円で、10月から3月までの登録であれば1,200円となります。利用料金については、成田市内であれば往復もしくは片道の利用で500円、隣接市町村については700円、その他の地域は概ね30キロ以内であれば1,500円となります。会員数は307名、昨年度の運行実績については年間2,723件の運行となります。

(議長)

ありがとうございました。

今回の更新にあたって、何か変更事項はあるのでしょうか。

(事業者)

ございません。

(議長)

それでは、ご質問等あればお願いします。

(堀越委員)

車両を安全に運行させるにあたって、運行管理が大切だと思いますが、ドライバーの健康状態やアルコールチェックなどはどのようにされているか説明してください。

(事業者)

出発前のアルコールチェックと、健康チェックを担当者がしております。車両の点検については、各担当運転手がチェックをしてから出発しております。

(堀越委員)

対面でチェックをして、その記録はどうでしょうか。

(事業者)

アルコールに関してはその記録が出るので、記録用紙に残しております。

(議長)

ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。

他にご意見は無いようですので、ただいまの説明についてお諮りします。

社会福祉法人 成田市社会福祉協議会の更新に関する協議事項について、承認するというところでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(議長)

ありがとうございます。

それでは異議がないものと認め、申請のとおり協議が調ったものといたします。

これで、すべての事業者の更新について、承認することとなりました。

一部、後日資料の提出をもってということになりますが、審議としては承認ということで進めたいと思います。事業者に対しては、後日「運営協議会において協議が調(ととの)ったことを証する書類」を交付します。

また、本日出された指摘事項等につきましては、事務局から事業者の方に、遵守するよう指導をお願いいたします。

(2)その他

— その他意見・質問等はなし —

(議長)

これで本日の議事はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

以上の協議を受け、今回の議題である、

(1)事業者の協議依頼(更新)について

4事業者の更新に関する協議が全て調ったものとし、承認する。

(2)その他

6 傍聴

傍聴者なし

7 次回開催日時

未定